

1 開催趣旨

- 人口減少対策などの課題に対応し、県民福祉を増進しつつ、基本的な行政サービスを将来にわたって提供していくためには、安定的で持続可能な行財政基盤の構築に努める必要がある。
- 県の行財政の構造的・中長期的な課題の分析を通じて、抜本的な行財政運営の構造改革について、提言を頂くもの。
- 具体的には、将来を見据えた歳入歳出の在り方や財政目標について議論いただくとともに、人口減少対策、デジタル化による地域課題の解決、グリーン社会の実現等につながる事業について、その実施に必要となる個別分野における行財政改革の方向性について研究する。

2 構成員

(構成員は五十音順)

区分	氏名	現職
座長	辻 琢也 (つじ たくや) 氏	一橋大学国際・公共政策研究部教授
構成員	金崎健太郎 (かなさき けんたろう) 氏	武庫川女子大学経営学部教授
構成員	神尾 文彦 (かみお ふみひこ) 氏	株式会社野村総合研究所研究理事
構成員	沼尾 波子 (ぬまお なみこ) 氏	東洋大学国際学部教授
顧問	堀場 勇夫 (ほりば いさお) 氏	青山学院大学名誉教授(前地方財政審議会会長)

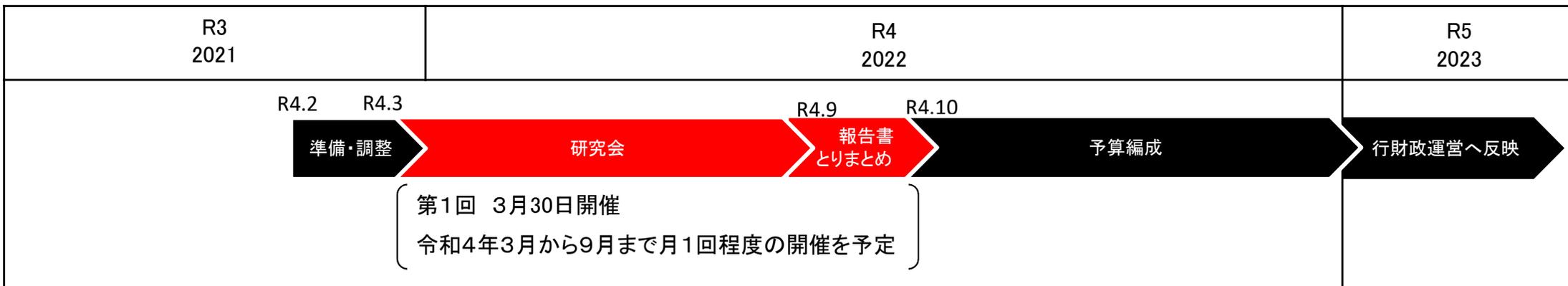
■その他の出席者

必要に応じて関係部局の説明や、有識者による助言を想定

■事務局

岩手県総務部財政課

3 スケジュール



持続可能で希望ある岩手を実現する行財政研究会 開催趣旨

4 開催要綱

持続可能で希望ある岩手を実現する行財政研究会開催要綱

(趣旨)

第1条 将来にわたって持続可能で希望ある岩手を実現することを目的として、県の行財政の構造的・中長期的な課題の分析を通じて、抜本的な行財政運営の構造改革の方策について検討を行うための研究会を開催する。

(名称)

第2条 本研究会は、「持続可能で希望ある岩手を実現する行財政研究会」(以下「研究会」という。)と称する。

(所掌事務等)

第3条 研究会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県の行財政の構造的・中長期的な課題の分析に関すること
- (2) 歳入歳出の水準の在り方や財政目標の検討に関すること
- (3) 行財政運営の構造改革の方策の検討に関すること
- (4) 前3号に関し必要と認められること

(構成員)

第4条 研究会の構成員は、別紙名簿のとおりとする。

2 構成員の任期は、令和4年12月31日までとする。

(運営)

第5条 研究会に座長を1人置く。座長は、研究会を招集し、主宰する。

2 座長は、不在の場合など必要の都度、これを代行する者を指名することができる。

3 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に研究会への出席を求め、その意見を聴取することができる。

4 研究会の公開又は非公開の決定は、「審議会等の会議の公開に関する指針」(平成11年3月31日制定)に基づき、座長が研究会に諮って行う。

(庶務)

第6条 研究会の庶務は、総務部財政課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月25日から施行する。

持続可能で希望ある岩手を実現する行財政研究会 構成員名簿

別紙

(敬称略、構成員は五十音順)

区分	氏名	現職
座長	辻 琢也	一橋大学国際・公共政策研究部教授
構成員	金崎健太郎	武庫川女子大学経営学部教授
構成員	神尾 文彦	株式会社野村総合研究所研究理事
構成員	沼尾 波子	東洋大学国際学部教授
顧問	堀場 勇夫	青山学院大学名誉教授(前地方財政審議会会長)